

防災対策スーパーバイザー制度について

近年、災害は激甚化・頻発化しており、市民生活を脅かす大きな脅威となっています。いつ起こるかわからない地震や風水害などの自然災害に備え、地域における防災活動を充実させ、更なる防災力の向上を図る必要があります。

本市では、防災対策普及啓発の取組を強化するため、次のとおり、令和7年度から「防災対策スーパーバイザー制度」を導入し、市民の皆様や地域が行う自助や共助の取組を支援します。

1 制度の概要

地域では、個人の防災意識による自助の取組や、自主防災組織等により防災に関する共助の取組が行われていますが、最新の防災情報や専門知識などを学習する機会が求められていることや、これまで以上に様々な訓練を重ねていただく必要があることから、地域等における更なる防災力の向上を図るために、防災対策を監修する専門人材を配置するものです。

現在、「（仮称）防災普及啓発アドバイザー」と「（仮称）防災訓練専門アドバイザー」の設置について検討を進めています。

「（仮称）防災普及啓発アドバイザー」

気象や防災の最新情報等について市民講座や防災マイスター等への研修を行うことができる人材

【例】気象予報士などの資格を有し、官公庁や企業において実務経験がある方や大学教授など

「（仮称）防災訓練専門アドバイザー」

地域の防災訓練等に関する様々な相談や困りごと等に対して、訓練内容の提案やアドバイス等を行うことができる人材

【例】本市や県において、防災や消防活動を通じた災害対応等の実務経験を有し、被災地での活動経験がある方など

2 今後の取組について

令和7年度からの運用開始に向け、具体的な人選や任用形態等について検討を進めます。



問合せ先

危機管理局 危機管理課

電話 042-769-8208（直通）